

飼養衛生管理指導等計画（令和6年～令和8年）の概要

名 称	飼養衛生管理指導等計画
趣 旨	<p>家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3の3に基づき国が策定する「飼養衛生管理指導等指針」に即して、法12条の3の4に基づき、各都道府県が3年間で1期として、当該期間中の道内の飼養衛生管理の指導等の実施方針について示す計画。</p> <p>第1期計画（令和3年度～令和5年度）は令和3年4月1日に策定。</p>
概 要	<p>【第1期計画（令和3年度～令和5年度）からの主な変更点】</p> <p>○ 全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前文、別紙を削除し、レイアウト・構成を整理。 ・ 重複している記述を削除・整理。 ・ 家畜の飼養状況、疾病発生状況、家畜衛生上の課題、サーベイランス計画等を現在の情報に更新。 <p>○ 重点的に飼養衛生管理に係る指導を実施する事項について（第3章）</p> <p>1 重点的に指導等を実施する飼養衛生管理基準の事項及び指導方針</p> <p>(1) 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高病原性鳥インフルエンザ対策及び豚熱対策を踏まえ、重点的に指導等を実施すべき事項に「処理済み飼料の利用」、「衛生管理区域内の整理整頓及び消毒」、「ねずみ及び害虫の駆除」を追加。 <p>(3) その他まん延防止対策を推進させるために指導する事項</p> <p>① 埋却地の確保等に備えた措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜の所有者が取組むべき内容を明確化。 <p>② 豚及び家きんの大規模所有者における対応計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応計画の策定が義務付けられている所有者に限らず、悪性伝染病発生時の防疫措置については全ての家畜所有者がその一義的責任を有している旨を記載。 <p>○ 北海道による飼養衛生管理に関する指導体制について（第5章）</p> <p>1 本道の指導体制の整備</p> <p>(2) 年間指導スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 画像、動画等による飼養衛生管理の確認、ICTツールの活用等による巡回指導のフォローアップを追記。 <p>(3) 家伝法第12条の5及び6に基づく指導・助言・勧告・命令及び違反者の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家伝法第12条の5及び6に基づく指導等が飼養衛生管理指導等計画に即して行われる旨、同条に規定されていることを踏まえ、より具体的な記載に変更。
施行日	令和6年4月1日施行